



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 662 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 1  
 663 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)..... 2  
 664 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )..... 2  
 665 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )..... 2  
 666 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )..... 3  
 667 大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 4  
 668 大規模小売店舗立地法によるみなべ町から聴取した意見の概要 ( " )..... 4  
 669 海南野上土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備)..... 4  
 670 紀の川市営土地改良事業の工事の完了 ( " )..... 5

### ○ 公安委員会告示

- 33 警備員指導教育責任者講習の実施 ..... 6

### ○ 選挙管理委員会告示

- \*72 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正 ..... 9

### ○ 公告

- 平成23年度県立高等看護学院の学生募集 (医務課)..... 9  
 平成23年度県立なぎ看護学校の学生募集 ( " )..... 16  
 入札公告 (総務事務集中課)..... 18

## 告 示

### 和歌山県告示第662号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年8月2日まで縦覧に供する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成22年6月1日
- 2 名称  
特定非営利活動法人いきいき和歌山がんサポート
- 3 代表者の氏名  
谷野裕一
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市南中間町72番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県のがん患者とその家族のみならず、広く県民に対して、がんの診療や精神的サポートなどに関する事業を行い、和歌山県のがん診療の向上やがん患者とその家族のサポート、及び県民のがんに対する意識の向上に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第663号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3070107481	特定非営利活動法人自立生活応援センターわかやま	和歌山市北出島86-16	大谷真之	居宅介護支援事業「みなづき」	和歌山市太田49-1	居宅介護支援	平成22.6.1 〔平成28.5.31〕
3070107507	株式会社ふれあい	和歌山市禰宜66番地	秦野和也	和佐居宅介護支援センターふれあい	和歌山市禰宜66番地	居宅介護支援	平成22.6.1 〔平成28.5.31〕
3072500642	ジェットシステム合同会社	東京都葛飾区東新小岩1-4-3	鶴岡睦巳	居宅介護支援事業所「やまもも」	東牟婁郡古座川町明神101-5	居宅介護支援	平成22.6.1 〔平成28.5.31〕

## 和歌山県告示第664号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 〔法人の場合にあっては、申請者の名称〕	住所 〔法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地〕	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3070107119	有限会社介護福祉協会	大阪府池田市天神一丁目4番2-106号	松本悟	訪問介護ステーションなごみ	和歌山市畑屋敷新道丁9番地	介護予防訪問介護	平成22.6.1 〔平成28.5.31〕

## 和歌山県告示第665号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107325	株式会社タンデム	和歌山市湊紺屋町二丁目49番地	土橋哲	タンデムケアネットワーク	和歌山市湊紺屋町二丁目49番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.6.1 (平成28.5.31)
3070107473	社会福祉法人寿敬会	和歌山市平尾634番地	中谷剛	ヘルパーステーション和光院	和歌山市下和佐346-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.6.1 (平成28.5.31)
3071400810	株式会社ヘルパーコンフォルト	海南市岡田520番地の4	矢川睦夫	訪問介護アガパー	海南市岡田520番地の4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.6.1 (平成28.5.31)
3071000800	特定非営利活動法人心	橋本市紀見79番地の14	小林安子	ヘルパーステーション心	橋本市紀見79番地の14	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.6.1 (平成28.5.31)
3071300739	特定非営利活動法人高野山福祉会	伊都郡高野町高野山45番地の12	川口道雄	訪問介護ステーション高野山福祉会 寿光園	伊都郡高野町高野山45番地の12	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.6.1 (平成28.5.31)
3062290022	社団法人田辺市医師会	田辺市新屋敷町1-8	辻薫	田辺市医師会立訪問看護ステーション	田辺市湊1663-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成22.6.1 (平成28.5.31)
3070107515	紀州神祇館株式会社	和歌山市紀三井寺518-1	小坂政規	デイサービス勝元	和歌山市布引222-1	通所介護・介護予防通所介護	平成22.6.1 (平成28.5.31)
3070107499	社会福祉法人寿敬会	和歌山市平尾634番地	中谷剛	養護老人ホーム和光院	和歌山市下和佐346-1	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	平成22.6.1 (平成28.5.31)

## 和歌山県告示第666号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)

30723006 05	株式会社桐本商店	新宮市仲之町三丁目1番地の5	桐本道知子	丹鶴介護サービスセンター	新宮市仲之町三丁目1番地の5	通所介護・居宅介護支援・介護予防通所介護	平成22.6.1 〔平成28.5.31〕
----------------	----------	----------------	-------	--------------	----------------	----------------------	-------------------------

**和歌山県告示第667号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワ有田川店  
和歌山県有田郡有田川町天満池の内407-1
- 意見の概要  
特になし
- 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
有田川町産業課（有田郡有田川町大字金屋3番地）  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2344-1）
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成22年6月18日から同年7月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第668号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定によりみなべ町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワみなべ店  
和歌山県日高郡みなべ町芝227-1
- 意見の概要  
特になし
- 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
みなべ町産業課（日高郡みなべ町芝742番地）  
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成22年6月18日から同年7月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第669号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により海南野上土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員(平成22年4月24日退任)

職名	氏名	住所
理事	谷口勇	海南市野上中467番地
理事	田尻優	海南市野上中164番地5
理事	山本恵康	海南市溝ノ口112番地
理事	田尻道夫	海南市野上中147番地1
理事	武中保彦	海南市溝ノ口181番地
理事	上野賢一	海南市棕木185番地5
理事	岡本眞和	海南市別院93番地
理事	藪中實康	海南市野尻281番地
理事	橋本巖	海草郡紀美野町小畑71番地1
理事	芝崎和好	海草郡紀美野町動木420番地
理事	田中武美	海南市下津野269番地
監事	藤山哲二	海南市野上中528番地
監事	岩橋靖之	海草郡紀美野町小畑138番地
監事	岡本公秀	海南市別院523番第1号地

## 2 就任した役員(平成22年4月25日就任)

職名	氏名	住所
理事	谷口勇	海南市野上中467番地
理事	田尻優	海南市野上中164番地5
理事	山本恵康	海南市溝ノ口112番地
理事	田尻道夫	海南市野上中147番地1
理事	武中保彦	海南市溝ノ口181番地
理事	上野賢一	海南市棕木185番地5
理事	岡本眞和	海南市別院93番地
理事	藪中實康	海南市野尻281番地
理事	橋本巖	海草郡紀美野町小畑71番地1
理事	芝崎和好	海草郡紀美野町動木420番地
理事	田中武美	海南市下津野269番地
監事	藤山哲二	海南市野上中528番地
監事	岩橋靖之	海草郡紀美野町小畑138番地
監事	岡本公秀	海南市別院523番第1号地

## 和歌山県告示第670号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、紀の川市から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 紀の川市営土地改良事業(中山間地域総合整備事業上名手地区)
- 2 同意年月日 平成17年3月31日
- 3 事業主体 紀の川市
- 4 工事を完了した時期 平成22年3月31日

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第33号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年6月18日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

## 1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所	定員
法第2条第1項第3号の業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（3号）」という。）	平成22年9月2日（木）から同月10日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 （合同実施）	10名
3号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（3号）」という。）	平成22年9月7日（火）から同月10日（金）までの4日間		
法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	平成22年9月2日（木）から同月10日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 （合同実施）	10名
4号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	平成22年9月8日（水）から同月10日（金）までの3日間		

## 2 講習の対象者

## (1) 新規取得講習（3号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習（3号）

3号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書

の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（4号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習（4号）

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、平成22年7月21日（水）から同月23日（金）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に7の問い合わせ先に確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間、提出方法等

3により、事前申出を受け付けされた者は、平成22年7月28日（水）から同月30日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 新規取得講習（3号）の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）をちょう付すること。

(イ) 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(1)のアに該当する者

3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証

明書(以下「3号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

b 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

d 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

イ 追加取得講習(3号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)をちょう付すること。

(イ) 3号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(2)のアに該当する者

3号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

b 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

d 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

ウ 新規取得講習(4号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)をちょう付すること。

(イ) 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「4号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

エ 追加取得講習(4号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)をちょう付すること。

(イ) 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

オ アからエまでに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくはオ若しくは2の(2)のア、ウ若しくはオ又は2の(3)若しくは2の(4)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のア、2の(2)のア、2の(3)及び2の(4)に該当する者にあつては、アの(イ)のa、イの(ウ)のa、ウの(イ)又はエの(ウ)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

(2) 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

ア 新規取得講習(3号) 38,000円

イ 追加取得講習(3号) 14,000円

ウ 新規取得講習(4号) 34,000円

エ 追加取得講習(4号) 10,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話番号:073-423-0110(内線3027又は3028)

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第72号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成22年6月18日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

表中 「 新宮市蜂伏129番地

新宮市蜂伏会館

」を 「 新宮市蜂伏129番地  
新宮市木ノ川423番地

新宮市蜂伏会館  
新宮市木ノ川会館

」に改める。

## 公 告

### 公 告

平成23年度和歌山県立高等看護学院看護学科一部、看護学科二部及び助産学科の学生を次のとおり募集する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 募集学科

## 1 看護学科一部推薦（全日制、看護師3年課程）

## (1) 募集人員

25人程度

## (2) 修業年限

3年

## (3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、和歌山県内の高等学校長が推薦するものとする。

ア 平成23年3月和歌山県内の高等学校を卒業見込みの者

イ 生活態度が良好で、現在の学校における成績の評定平均値が3.8以上の者

ウ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者

エ 卒業後、和歌山県内で看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者

## (4) 入学願書受付期間

平成22年11月4日（木）から同月5日（金）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

## (5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する高等学校の学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

(イ) 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型（縦70mm×横50mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）をちょう付すること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）をちょう付すること。

イ 高等学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、出願書類を一括し和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 調査書 文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの

(イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、高等学校長が作成したもの

## (6) 試験科目

小論文及び面接

## (7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成22年11月15日（月）午前10時から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

## (8) 合格発表

平成22年11月25日（木）

高等学校長に通知するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

## 2 看護学科二部推薦（昼間定時制、看護師2年課程）

- (1) 募集人員  
10人程度
- (2) 修業年限  
3年
- (3) 出願資格及び推薦要件  
推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、在学する学校の学校長が推薦するものとする。  
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に該当する者で、准看護師の免許を平成23年3月31日までに取得見込みの者  
イ 和歌山県内の准看護師養成所又は県内在住で県外の准看護師養成所を平成23年3月に卒業する見込みの者  
ウ 生活態度が良好で、現在の准看護師養成所における前年度の成績の平均点が80点以上の者  
エ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者  
オ 卒業後、和歌山県内で看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者
- (4) 入学願書受付期間  
平成22年8月3日（火）から同月4日（水）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。
- (5) 出願手続  
ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する学校の学校長に提出すること。  
(ア) 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）  
(イ) 写真1枚  
上半身、正面、脱帽、名刺型（縦70mm×横50mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。  
(ウ) 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚  
受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）をちょう付すること。  
(エ) 入学考査手数料  
入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）をちょう付すること。  
(オ) 住民票1通  
上記（3）イの和歌山県内在住で、県外の准看護師養成所を卒業する見込みである者は提出すること。  
イ 学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「看護学科二部」と朱書の上、出願書類を一括し、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。  
(ア) 成績証明書 学校長が作成し、厳封したもの  
(イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、学校長が作成したもの  
(ウ) 卒業見込証明書
- (6) 試験科目  
小論文及び面接
- (7) 試験日時及び試験会場  
試験日時 平成22年8月24日（火）午前10時20分から  
試験会場 和歌山県立高等看護学院
- (8) 合格発表  
平成22年8月27日（金）

在学する学校長に通知するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

### 3 助産学科推薦

#### (1) 募集人員

5人程度

#### (2) 修業年限

1年

#### (3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、在学する学校の学校長が推薦するもの（女子に限る。）とする。

ア 文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定を受けた和歌山県内の看護師養成施設を平成23年3月に卒業する見込みの者

イ 生活態度が良好で、現在の学校における成績が半数以上「優（80点以上）」の者

ウ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者

エ 卒業後、和歌山県内で助産業務に従事する意志を有する者

#### (4) 入学願書受付期間

平成22年8月3日（火）から同月4日（水）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

#### (5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する学校の学校長に提出すること。

（ア）入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

（イ）写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型（縦70mm×横50mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

（ウ）受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）をちょう付すること。

（エ）入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）をちょう付すること。

イ 学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「助産学科」と朱書の上、出願書類を一括し、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

（ア）成績証明書 学校長が作成し、厳封したもの

（イ）推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、学校長が作成したもの

（ウ）卒業見込証明書

#### (6) 試験科目

小論文及び面接

#### (7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成22年8月24日（火）午前10時20分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

#### (8) 合格発表

平成22年8月27日（金）

在学する学校長に通知するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

### 4 看護学科一部（全日制、看護師3年課程）

## (1) 募集人員

50人（推薦入学の募集人員25人程度を含む。）

## (2) 修業年限

3年

## (3) 出願資格

- ア 高等学校を卒業した者
- イ 平成23年3月高等学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法第90条第1項に該当する者

## (4) 入学願書受付期間

平成22年12月1日（水）から同月8日（水）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

## (5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

イ 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型（縦70mm×横50mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

ウ 卒業証明書

高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証明書又は合格証書（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第5号に該当する者）

上記以外の学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

エ 調査書

文部科学省所定の様式により出身高等学校長の作成した厳封のもの（調査書が発行できない場合は、成績証明書とする。）

オ 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円（書留料を含む。）をちょう付すること。

カ 入学考査手数料

入学願書に、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）をちょう付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

## (6) 試験科目

第1次試験（学科） 数学Ⅰ、国語総合（古文及び漢文を除く。）、英語Ⅰ及び生物Ⅰ

第2次試験（面接） 第1次試験合格者のみ

## (7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成23年1月20日（木）午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成23年2月4日（金）午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

## (8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成23年1月28日（金）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験 平成23年2月10日（木）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて合格通知書を発送する。

5 看護学科二部（昼間定時制、看護師2年課程）

(1) 募集人員

40人（推薦入学の募集人員10人程度を含む。）

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業し、准看護師の免許を取得した者又は平成23年3月31日までに取得見込みの者

イ 高等学校を平成23年3月卒業見込みの者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成23年3月31日までに取得見込みのもの

ウ 学校教育法第90条第1項に該当する者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成23年3月31日までに取得見込みのもの

エ 中学校を卒業した者で、准看護師免許を取得し、平成23年4月1日現在で看護業務に従事した期間が3年以上になる見込みのもの

(4) 入学願書受付期間

平成22年12月1日（水）から同月8日（水）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科二部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

イ 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型（縦70mm×横50mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

ウ 卒業証明書又は卒業見込み証明書

高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証明書又は合格証書（学校教育法施行規則第150条第5号に該当する者）

上記以外の学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

エ 調査書

准看護師養成施設の卒業生又は卒業見込みの者は、当該施設長の作成した厳封のもの

高等学校の衛生看護科の卒業生又は卒業見込みの者は、当該学校長の作成した厳封のもの

オ 准看護師免許書の写し准看護師の免許を有する者は、その写しを提出すること。

カ 就業証明書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

出願資格エに該当する者は、提出すること。

キ 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円（書留料を含む。）をちょう付すること。

ク 入学考査手数料

入学願書に、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）をちょう付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験（学科） 英語、数学、国語（古文及び漢文を除く。）、専門基礎科目及び専門科目

第2次試験（面接） 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成23年1月20日（木）午前9時30分から午後3時20分まで

第2次試験 平成23年2月4日（金）午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成23年1月28日（金）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験 平成23年2月10日（木）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて合格通知書を発送する。

6 助産学科

(1) 募集人員

15人（推薦入学の募集人員5人程度を含む。）

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格

文部科学大臣若しくは厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成施設を卒業した者又はこれらを平成23年3月に卒業する見込みである者（女子に限る。）

(4) 入学願書受付期間

平成22年12月1日（水）から同月8日（水）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「助産学科」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

イ 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型（縦70mm×横50mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

ウ 受験資格証明書

看護師養成施設の卒業証明書又は卒業見込み証明書

エ 学業成績証明書

看護師養成施設長が作成した厳封のもの

オ 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円（書留料を含む。）をちょう付すること。

カ 入学審査手数料

入学願書に、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）をちょう付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験（学科） 基礎看護学、母性看護学及び小児看護学

第2次試験（小論文及び面接） 第1次試験合格者のみ

## (7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成23年1月24日(月) 午前9時30分から午後零時10分まで

第2次試験 平成23年2月4日(金) 午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

## (8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成23年1月28日(金) 午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験平成23年2月10日(木) 午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて合格通知書を発送する。

## 願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立高等看護学院

〒649-6604 和歌山県紀の川市西野山505-1

電話 (0736) 75-6280

## その他

願書等を郵送で請求する時は、返信用切手200円をちょう付したあて先明記の定形外封筒(角2号33cm×24cm)を同封すること。

## 公 告

平成23年度和歌山県立なぎ看護学校看護学科の学生を次のとおり募集する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 募集学科

## 1 看護学科推薦(全日制、看護師3年課程)

## (1) 募集人員

20人程度

## (2) 修業年限

3年

## (3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、高等学校長が推薦するものとする。

ア 平成23年3月高等学校卒業見込みの者

イ 生活態度が良好で、現在の学校における成績の評定平均値が3.6以上の者

ウ 合格した場合、本校への入学を確約できる者

エ 看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者

## (4) 入学願書受付期間

平成22年11月4日(木)から同月5日(金)までに必ず郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

## (5) 提出書類

ア 入学願書(和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。)

願書所定欄に写真をちょう付すること。

イ 調査書

文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの

ウ 推薦書

和歌山県立なぎ看護学校の用紙を用い、高等学校長が作成したもの

エ 受験票送付用定型封筒1枚（長さ23.5cm×幅12cm）

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円（書留速達料を含む。）をちょう付すること。

オ 入学検査手数料

入学願書に入学検査手数料として、5,500円の和歌山県証紙をちょう付すること。ただし、和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は記入しないこと。）により納付することもできる。

(6) 試験科目

数学Ⅰ、小論文及び面接

(7) 試験日時

平成22年11月18日（木）午前9時から午後3時まで

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 合格通知送付日

平成22年11月29日（月）

高等学校長に通知するとともに、本人あて通知する。

2 看護学科（全日制、看護師3年課程）

(1) 募集人員

40人（推薦入学の募集人員を含む。）

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業した者

イ 平成23年3月高等学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成22年12月8日（水）から同月14日（火）までに必ず郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

ア 入学願書（和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。）

願書所定欄に写真をちょう付すること。

イ 卒業証明書等

（ア）高等学校を卒業した者は、その卒業証明書

（イ）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第5号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証書又は合格証明書

（ウ）高等専門学校（修業年限5年）を3年で修了した者は、その修了証明書

（エ）上記以外の者で、学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

ウ 調査書

文部科学省指定の様式により在学又は出身の高等学校長が作成し、厳封したもの

エ 受験票送付用定型封筒1枚（長さ23.5cm×幅12cm）

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円（書留速達料を含む。）をちょう付すること。

オ 入学検査手数料

入学願書に入学考査手数料として5,500円の和歌山県証紙をちょう付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は記入しないこと。）により納付することもできる。

(6) 試験科目

第1次試験（学科） 英語I、数学I、国語総合（古文及び漢文を除く。）及び生物I

第2次試験（面接） 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時

第1次試験 平成23年1月20日（木）午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成23年2月10日（木）午前9時30分から

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 合格発表及び場所

第1次試験 平成23年1月28日（金）午前9時30分

和歌山県立なぎ看護学校の玄関に掲示するとともに、和歌山県立なぎ看護学校ホームページに掲載する。また、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成23年2月15日（火）午前9時30分

和歌山県立なぎ看護学校の玄関に掲示するとともに、和歌山県立なぎ看護学校ホームページに掲載する。また、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号（0735）31-8797

## 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成22年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成22年度 調達案件番号 02100005429号

(2) 調達案件名

和歌山ビッグホエール大型LED表示装置

(3) 調達物品の名称及び数量

大型LED表示装置 1式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成23年3月31日（金）

(6) 納入場所

和歌山ビッグホエール（和歌山市手平二丁目1-1）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規

定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「産業用電気機械」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

#### (2) 期間

平成22年6月18日（金）から同年7月23日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

### 4 入札説明書を交付する場所及び期間

#### (1) 場所

3の（1）に同じ。

#### (2) 期間

3の（2）に同じ。

### 5 一般競争入札の場所及び日時等

#### (1) 一般競争入札の場所及び日時

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室

##### イ 入札日時

平成22年7月28日（水）午前10時から

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成22年7月27日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成22年7月27日（火）午前9時から同月28日（水）午前9時45分までに行うこと。

#### (2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第3号の規定により免除とする。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

##### ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

##### イ 所在地

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Large LED Display Machine ; 1 Unit

(2) Time limit for tender : 10:00a.m. 28 July 2010

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294